

## 利用料金（笛吹荘短期入所生活介護事業所）

### 2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金（法定金額）併設型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）  
(単位：円/日)

	居室区分	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	個室・多床室	1割	451	561	603	672	745	815	884
		2割	902	1,122	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768

- 注) 1 一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(3)の加算費用についても同様です。以降の表示金額は特に記載のない場合は1割負担の金額です。
- 2 個室は介護保険法で定められた従来型個室です。
- 3 おむつ代・洗濯代は含まれます。ただし、セーター等通常の洗濯が困難な衣類については外部委託のクリーニングとなり別途クリーニング代が必要になります。
- 4 連続して30日を超えて利用する場合、31日目以降は1日当たり30円が減額されます。

(2) 滞在費・食費（法定金額） (単位：円/日)

入居者の所得段階 (利用者負担段階)	居住費		食費
	個室	多床室	個室・多床室
第一段階	320 (減免額)	0 (減免額)	300 (減免額)
第二段階	420 (減免額)	370 (減免額)	600 (減免額)
第三段階	①		820 (減免額)
	②	1,300 (減免額)	
第四段階	1,171 (基準額)	855 (基準額)	1,445 (基準額)

- 注) 5 利用者の所得段階に応じた減免制度の適用を受けるためには、利用者（又はご家族）の申請に基づく市町村の認定が必要です。

利用者の所得段階	減免の基準等	
第一段階	生活保護を受給している方等	
	老齢福祉年金を受給している方	
第二段階	世帯の全員が市町村住民税を課税されていない方	
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 * 預貯金：単身650万円、夫婦1650万円以下	
第三段階	①	年金収入等80万円超120万円以下 * 預貯金：単身550万円、夫婦1550万円以下
	②	年金収入等120万円超 * 預貯金：単身500万円、夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方	

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額。

- 注) 6 食費の内訳は次の通りです。1日当たりの食費の合計金額が利用者の所得段階に応じ

た食費の負担限度額を超えた分について減免が適用されます。

朝食	昼食	夕食	1日の食費
382円	558円	505円	1,445円

- ・ 外出等ご本人またはご家族の事情により食事をキャンセルする場合は、食事時間の2時間30分以上前にご連絡をお願いいたします。急なキャンセルの場合、食事を取らなくても食費をご請求させていただく場合があります。
- ・ 帰宅時間の変更等により食事を追加する場合も2時間30分以上前にご連絡をお願いいたします。食事時間直前での食事の追加には対応できない場合があります。
- ・ 急な受診や受診後そのまま入院した時など、食事のキャンセル時間を過ぎてしまった場合には、食費をご請求させていただく場合があります。

(3) 介護保険加算費用(法定費用)(該当する場合にご負担いただきます。)(単位:円/日)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割	18	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	36	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)※	1割	13	夜勤(夕食～深夜～朝食)の時間帯に、介護保険で定める基準人員よりも、介護看護職員を手厚く配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	26	
機能訓練体制加算	1割	12	専任の機能訓練指導員を配置し、機能回復訓練を実施していることによりご負担いただくものです。
	2割	24	
看護体制加算(Ⅳ)イ※	1割	23	看護職員を基準以上に配置していること、介護度の重度化に対応していることによりご負担いただくものです。
	2割	46	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%		法律に基づき、(1)介護サービス基本料金と(3)加算費用の合計金額の8.3%に相当する金額をご負担していただくものです。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%		法律に基づき、(1)介護サービス基本料金と(3)加算費用の合計金額の2.7%に相当する金額をご負担していただくものです。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%		法律に基づき、(1)介護サービス基本料金と(3)加算費用の合計金額の1.6%に相当する金額をご負担していただくものです。

注) 7 要支援に該当する場合、※印の加算は算定されません。

8 介護保険法に定められた療養食を提供した場合は、1食につき8円が加算されます(療養食加算)。

9 医師が、認知症の症状により在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を受ける必要があると判断された方が、当事業所を利用した場合は、利用開始日から7日を限度として1日につき200円が加算されます(認知症利用者緊急受入加算)。

10 介護保険法で定められた若年性認知症利用者に該当する場合は、1日につき120

円が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)

- 1 1 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所生活介護を受ける必要があると判断された方が、当事業所を利用した場合は、利用開始日から7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として1日につき90円が加算されます(緊急短期入所受入加算)。ただし、(認知症利用者緊急受入加算)を算定している場合は、算定しません。
- 1 2 一定の医療的関わりが必要な方であって、緊急時の医療提供の方針について予め取り決めを行い、看護職員による定期的な巡視を行っている等の場合に、医療連携強化加算として1日につき58円が加算されます。

(4) 送迎費(法定金額)

送迎費(片道1回当たり)	1割	184円
	2割	368円

注) 1 3 事業所による通常の送迎は、AM10:00~PM3:00の間で月曜日から土曜日(年末年始除く)にご利用いただけます(他の利用者の送迎や車両都合によりご希望に添えない場合もあります)。これ以外の時間帯・曜日は、ご家族対応での送迎をお願いいたします。

<通常の送迎実施地域> 山梨市全域 甲州市全域(大和地区除く)

- 1 4 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料金(上記(1)~(4))は変更されます。

2-2 利用者の希望によるサービスの利用料金

区 分		利用料金	単位	備 考
日常生活費	日用品費	実費	—	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクレーションやクラブ活動の材料費等が該当します。
日常生活品の購入代行サービス		520円	1回	ご家族による購入を原則としますが、緊急の場合等は事業所で代行することもできます。近隣に限ります。
特別な食事の提供費		実費	1食	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。
理美容代		実費	—	毎月定期的に理美容師の出張サービスがあります。

注) 1 5 利用者及びご家族の収入・資産等により市町村から社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けた場合は利用料の一部が軽減されます。

- 1 6 1月間に支払った【介護サービス基本料金2-1の(1)】、【介護保険加算費用2-1の(3)】、【送迎費2-1の(4)】との合計金額が、一定の上限額を超えた場合は、入居者(又はご家族)の申請により、上限額を超えた額が市町村から高額介護サービス費として払い戻されます。

※高額介護サービス費の申請の際、利用料領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

【高額介護サービス費の基準】

入居者の所得段階	上限額（月額）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）
世帯の全員が市町村民税非課税 前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収770万円）未満	44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

※対象となるのは、介護保険給付分のみです。居住費・食費は対象外です。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

2-3 入居者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

- ①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用（例えば、お酒等）  
※たばこにつきましては、敷地内、館内とも禁煙となっております。
- ②個人専用の電気製品の電気代（例：個人でのテレビ使用：520円/月）
- ③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金
- ④施設が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。（例えば、希望者を募り実施する行事・旅行等）

2-4 キャンセル料

ご利用開始前に、利用者のご都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料をご負担いただく場合がございます。

区 分	キャンセル料
①利用開始日の前々日の午後5時までに連絡を頂いた場合	無料
②利用開始日の前日の午後5時までに連絡を頂いた場合	1日当たりの基本料金の50%
③当日の午前8時までに連絡を頂いた場合	1日当たりの基本料金の80%
④連絡がなくサービスを中止した場合	1日当たりの基本料金全額

2-5 利用期間中のサービスの中止

利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でもサービスの利用を中止することができます。この場合の利用料金は、サービスを中止するまでの日数を基に計算します。

ただし、次の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ①利用開始日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ②利用期間中に体調が悪くなった場合。
- ③利用者の行動が、他の利用者または事業所職員等の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ④利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ⑤利用者が故意に法令違反行為その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

## 2-6 利用料金の支払い方法

利用料金は、毎月、末日締めで1か月単位でご請求いたしますので次のいずれかの方法でお支払いください。

申し込み時にどの方法でお支払いいただくか確認させていただきます。

○利用者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 山梨中央銀行

※口座振替（引落とし）手数料は法人負担とさせていただきます。

※口座振替依頼書の契約者名は利用者様ご本人のお名前をお願いします。

○指定口座への現金振込み

山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195

口座名義 社会福祉法人 壽光会（じゅこうかい）

※振込名義は利用者様ご本人のお名前をお願いします。

○事業所窓口での現金支払い（平日の8：30～17：30）

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください。